

一般社団法人日本健康心理学会 優秀発表賞規程（第 29 回大会用）

第 1 条（名称）

本賞は、「日本健康心理学会優秀発表賞」（英文名：The JAHP Distinguished Presentation Award）と称する。

第 2 条（目的）

本賞は、日本健康心理学会の年次大会において優れた発表をおこなった個人を表彰するものであり、健康心理学に関する若手会員の研究発表を奨励し、日本における健康心理学ならびに本学会の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条（受賞資格）

本賞の受賞候補者は、次のすべての条件を満たしていなければならない。

- (1) 大会における発表資格を有し、所定の発表手続きを完了していること
- (2) 大会開催年度の終了時点における年齢が 39 歳以下であること
- (3) 共同研究においては、筆頭発表者であること

なお、本賞は上記(2)を満たす限りにおいて、重複（複数回）受賞を妨げない。

第 4 条（選考対象）

本賞の選考対象となる研究発表は、年次大会における個人発表（ポスター発表ないし口頭発表；特別講演やワークショップ、シンポジウムでの話題提供、指定討論等は除く）とする。

第 5 条（選考手続き）

本賞の選考手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 大会準備委員長が選考の責任者となり、大会準備委員会が事務手続きを所掌する。
- (2) 大会開催時の常任理事、理事、編集委員のうち、実際にその大会に参加した者が選考者（投票者）となる。なお、複数の役割を兼ねている者の投票は 1 回のみとする。
- (3) 選考者は、論文集原稿および当日の発表を確認のうえ、優秀と認められる発表を最大 3 件まで選び、原則として大会開催期間中に準備委員長に報告（投票）する。ただし、選考者自身が筆頭発表者または共同研究者となっている発表は、投票対象とすることができない。
- (4) 前項の条件を満たすため、本選考における投票は記名式とし、無記名による投票は無効とする。
- (5) 受賞者は、得票数の多い順に決定される。原則として 3 名を選出するが、得票が同数であった場合はその限りではない。
- (6) 大会の終了後速やかに、大会準備委員長は理事長および学会事務局に対して、受賞者を含むすべての得票結果を報告する。理事長は常任委員会に報告し、本人への通知は学会事務局を通じて行う。
- (7) 大会開催期間内の投票者数が選考者の半数に満たない場合、未投票者に対して督促をおこなう。督促を経ても投票者数がこの基準を下回る場合、当該年度の選考はおこなわないものとする。

第 6 条（表彰等）

受賞者に対しては理事長名での賞状および受賞証明書が授与されるとともに、学会の公式媒体（ニューズレター、メールマガジン、ホームページ等）で公開され顕彰される。加えて、受賞者には本学会機関誌への投稿が推奨され、機関誌編集委員会において査読に際し一定の優遇措置が与えられる。

第 7 条（その他）

本規程は、第 29 回大会準備委員会が常任理事会、機関誌編集委員会等、関係機関との調整を経て作成したものであり、同大会のみに適用される。次年度以降の大会における優秀発表賞の取り扱いは、常任理事会等での議論に委ねられるものとする。

以上